

## 新設分割にかかる事後備置書類

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

2025年12月1日

東京都杉並区和泉一丁目22番19号  
サイバーステップホールディングス株式会社  
代表取締役 湯浅 慎司

東京都杉並区和泉一丁目22番19号  
トレバ株式会社  
代表取締役 堀家 昌貴

サイバーステップホールディングス株式会社（2025年12月1日付で、「サイバーステップ株式会社」から商号変更いたしました。以下「分割会社」といいます。）は、2025年8月8日付け新設分割計画書に基づき、2025年12月1日を成立日として、トレバ株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、オンラインゲームである「トレバ」に関して分割会社が有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2025年12月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）  
会社法第805条の2の規定による本新設分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）

会社法第806条第4項の定めに基づき、2025年9月5日から定款の定めに従い電子公告を行いましたが、同条第1項に基づき分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(2) 新株予約権買取請求手続（会社法第808条）

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続（会社法第810条）

本新設分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務については、分割会社が重畳的債務引受けを行っているため、分割会社は、会社法第810条の規定による手続は実施しておりません。

4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209

条第4号)

新設会社は、本新設分割の効力発生日である2025年12月1日をもって、分割会社から、新設分割計画書に記載された分割会社が運営するオンラインゲームである「トレバ」事業に関して有する資産、負債そのほかの権利義務を承継いたしました。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以上